

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	水産庁資源管理部沿岸沖合課
部署の業務内容	沿岸、沖合又は内水面における漁業の指導及び監督に関すること並びに遊漁船業の発達、改善及び調整に関すること

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	所管する事業の申請書類の簡略化に取り組んでいるほか、事業の説明のためできる限り現場に出向くようにしており、こうした取組に対して外部からはおおむね肯定的な反応を受けている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	業務の大半は、生産者、事業者を対象とするものであり、こうした生産者等からは、直接あるいは業界団体、地方自治体を經由して要請を受けており、要請を受けた場合は、速やかに適切な対応をとっている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	○	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国民の権利・義務に関係するなど、重要と考えられる施策については、パブリックコメントの制度を活用しているほか、様々な会議、打合せ、研修会等の機会に意見交換の場を持ったり、「浜の声を聴く会」を開いて意見交換に努めており、こうした取組に対して現場関係者等からは肯定的な反応を得ている。 また、現場において意思の疎通を図ることを想定した場合、説明会や意見交換の方法等をルール化、マニュアル化するよりも、それぞれの事情に応じ、臨機応変に対応することが求められる面がある。 なお、説明会や意見交換会において出された意見等に対しては、放置することなく誠実に対応を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	各種団体等への指導、監督業務があり、短期的又は狭い範囲において業の振興と消費者の利益が一致しないということはあるが、長期的または全国的な観点に立てば、消費者と生産者の利害は一致するものと考えている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要

食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	当課の業務では直接的に食の安全に係るものはないが、職員が生産者等と意見交換する際に、例えば衛生面での設備改善について指導するなど、食の安全について意識啓発を図るよう努めている。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	上述のとおり、直接的に食の安全に関連する業務でなくとも、食品として供される水産動植物に関連する業務を行っている以上、食の安全に影響を及ぼす可能性は存すると考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
			
			